

2 東村山市規則第 67 号

東村山市第 3 次農業振興計画検討会設置規則

(設置)

第 1 条 東村山市第 3 次農業振興計画（以下「農業振興計画」という。）の策定に関し、必要な検討を行うため、東村山市第 3 次農業振興計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 農業振興計画の内容
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業振興計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 検討会は、次に掲げる者で、市長が委嘱する委員 13 人以内をもって組織する。

- (1) 市内の農業団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、農業振興計画の策定について市長が必要と認める期間とする。

(会長等)

第 5 条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 検討会に出席した委員及び前条の規定により出席を求められた者で、必要があると認められるものに対しては、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、地域創生部産業振興課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。